

平成 29 年度 第 9 回 SD 研修報告

内 容	ハラスメント研修（アカハラ、パワハラ、セクハラ）
日 時	平成 30 年 1 月 26 日（金）16:15～17:15
場 所	2-307 教室
進 行	講師：福永 展幸 氏 宮崎県教育庁教職員課 コンプライアンス・アドバイザー
出席者	21 人参加（FDメンバー含）
議 事 内 容	
<p>セクハラ・パワハラ研修と題して、別添資料で以下の項目について説明いただきました。詳細内容は、別紙資料の通りになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 組織の社会的責任（ISO26000） 2. ハインリッヒの法則 3. セクハラの実例、背景・原因と防止対策 4. パワハラの実例と問題点 5. 風通しの良い職場環境 <p>1) 受講での学び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大なハラスメント事案が 1 件発生すれば、その裏に軽微な事故が 29 件、ヒヤリとするような事故が 300 件存在するという法則がある。（ハインリッヒの法則） ・ セクハラは、行為者が自覚していないことが問題であり、被害者が嫌な思いをしているかどうかで事件発生判断基準になる。 ・ パワハラには、4 つの判断基準（優位性を背景にしている、業務の適正な範囲を超えている、人権・人格を侵害する、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる）があること。 ・ 事例紹介やグループワークを通して、パワハラやセクハラに対しての意識を高める必要性と、事件が発生した後の影響の大きさを認識する必要性を学んだ。 <p>2) 受講者の感想に、次のようなものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分自身の行動に、ハラスメント行為に該当する可能性があると感じることができた。 ・ ハラスメントに関する講演は、毎年行い各自の意識を高める必要がある。 	